令和８年４月１日以降に取得した再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置

対象資産	区　　分	特例対象及び特例率 （わがまち特例）	取得時期	添付書類
太陽光発電設備 ※地方税法附則第 15 条 第 24 項第 1 号イ	・ペロブスカイト太陽光電池 ・グリーンイノベーション基金の採択事業者の製品に限る(※1) ・認定発電設備(※2)を除く	1／2	令和８年４月１日 ～令和 11 年３月 31 日	補助事業者等が発行する補助金確定通知書の写し
風力発電設備 ※地方税法附則第 15 条 第 24 項第 2 号、 第 3 号イ(1)～(3)	・洋上風力（海洋再エネ法） ・認定発電設備(※2)	3／5		再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
	・洋上風力（港湾法） ・陸上風力（温対法・農山漁村再エネ法） ・認定発電設備(※2)	2／3		
水力発電設備、 ※地方税法附則第 15 条 第 24 項第 1 号ロ	・5,000kw 未満 ・認定発電設備(※2)	1／2		
	・5,000kw 以上 ・認定発電設備(※2)	3／4		
地熱発電設備 ※地方税法附則第 15 条 第 24 項第 1 号ハ、 第 3 号ロ	・1,000kw 未満 ・認定発電設備(※2)	2／3		
	・1,000kw 以上 ・認定発電設備(※2)	1／2		
バイオマス発電設備 ※地方税法附則第 15 条 第 24 項第 1 号ニ	・10,000kw 未満 ・認定発電設備(※2)	1／2		

(※1)グリーンイノベーション基金(次世代型太陽電池の開発プロジェクト)の支援を受けた事業者により製造されるペロブスカイト太陽電池が対象

(※2)経済産業省による再生可能エネルギーの「FIT 制度(固定価格買取制度)・FIP 制度」の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備